

厚木市立鳶尾小学校P T A規約

第一章 総 則

(名称および事業所)

第1条 この会は、厚木市立鳶尾小学校P T A（保護者と先生の会）といい、事務所を鳶尾小学校に置く。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、会員相互の教養を高め親睦を図り、よりよい教育、よりよい環境づくりのため、学習その他必要な活動を行う。

(方針)

第4条 この会の方針は、次の通りとする。

- 1 この会は民主的に運営される。
- 2 会員は同等の立場で認められ、会の活動に協力する。
- 3 特定の政党・宗教にかたよらず、営利を目的とした行為も行わない。
- 4 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

第二章 構 成

(会員)

第5条 この会の会員は、鳶尾小学校に在籍する児童の保護者および鳶尾小学校の教職員とする。この会の会員は、厚木市立小中学校P T A協議会、神奈川県P T A協議会、日本P T A全国協議会の会員となる。

(役員と委員)

第6条 この会に次の役員と委員を置き、それぞれの任務を分担する。

1 役 員(本 部)

- ・会 長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会を代表し、会務を総轄する。
 - ・副会長 3以上（P 2以上、T 1）・・会長を補佐し、必要な時はその代理を務める。
 - ・書 記 3（P 2、T 1）・・・・・・・・ 議事を記録し、事務を処理する。
 - ・会 計 3（P 2、T 1）・・・・・・・・ 会計事務を処理する。
- 2 会計監査 2（P 1、T 1）・・・・・・・・ 会計を監査する。

- 3 委 員・・・・・・各委員の活動にあたりとともに、相互に協力して活動する。
- ・各学年 4 （学級学年 2、広報 1、成人教育 1）
 - ・校外生活委員 12 （公所・升割 1、鳶尾1丁目 3、鳶尾2丁目 3、
鳶尾3丁目 1、鳶尾4丁目 2、鳶尾5丁目 2）
 - ・教職員は、すべての委員会 of いずれかの委員となる。学校長は、その職務上すべての
会議に出席することができる。

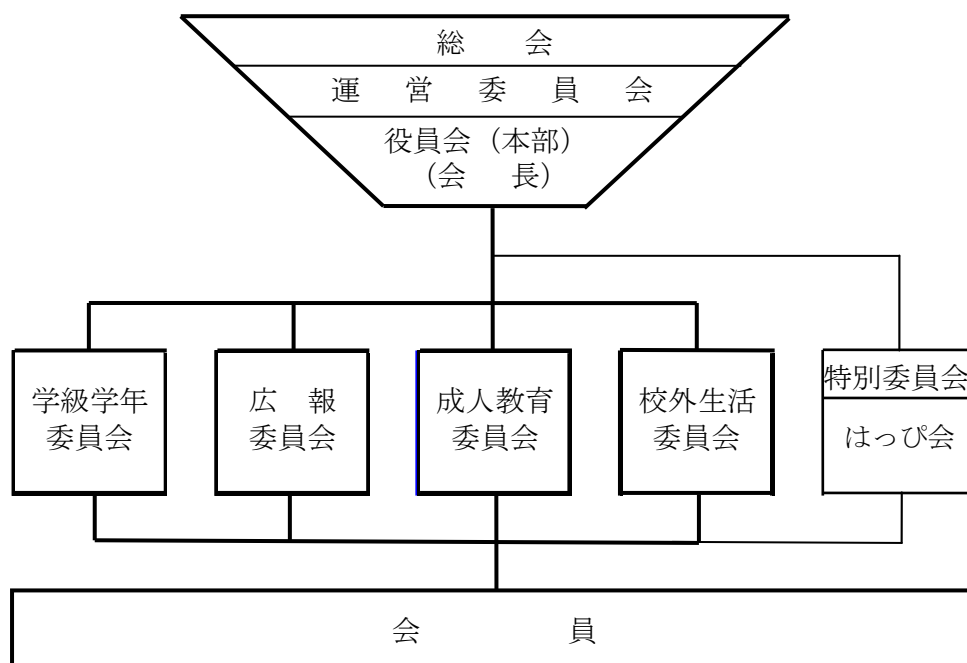
(選出および任期)

第7条 この会の役員と委員の選出は、次の通りとする。

- 1 役員を選出は、学級学年委員会において検討し候補者の了解のもとで総会の承認を得て決定する。
- 2 会計監査の選出は、役員選出方法に準ずる。
- 3 委員は、学年毎に互選する。ただし校外生活委員は地区より選ぶ。

第8条 役員任期は1年として、再任を妨げない。

第三章 機 関



(総会)

第9条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成され、会長が招集する。

- 1 成立は、会員の過半数の出席を必要とする。(ただし、委任状を含む) 議決には出席者の過半数の賛成が必要である。
 - ・ 定期総会……年度始めに開き 予算・決算・年間行事計画および報告、
役員を選出等重要な事項の審議決定
 - ・ 臨時総会……会員の5分の1以上の要求があったときまたは運営委員会が必要と認めたときを開く。ただし、事前に公示する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、役員と各委員会の正副委員長で構成され、月1回程度会長が招集する。

- 1 成立は、委員の過半数の出席を必要とし、議決には、出席者の過半数の賛成が必要である。
- 2 すべての会員は、運営委員会を傍聴することができる。
- 3 任務、次の通りとする。
 - (1) 総会に提出する議案や報告書の作成
 - (2) 総会で委任された事項の処理
 - (3) 各委員会で立案された計画等の審議
 - (4) 必要ある場合の臨時委員会の設置
 - (5) その他この会の活動に必要な事項

(役員会)

第11条 役員会(本部会)は、会長・副会長・書記・会計で構成され、会長が招集し、会の運営に必要な事項を処理する。

(委員会)

第12条 この会に次の委員会を置き、それぞれの活動をする。

- ・ 学級学年委員会……保護者と先生が協力して学級学年の連絡・企画運営および役員と委員の選出にあたる。
- ・ 広報委員会……広報活動にあたる。
- ・ 成人教育委員会……会員相互の教養と親睦を図る。
- ・ 校外生活委員会……地域の校外生活指導にあたる。

特別委員会

- ・ はっぴ会……保護者(18歳以上の家族)の行事参加と親睦を図る。

第四章 経 理

第13条 この会の経費は、会費その他の収入によってまかない、経理は総会で認められた予算にもとづいて行う。

第14条 会費は、その額を細則に定め、年1回徴収する。

第15条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 細 則

第17条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第18条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

第六章 改 正

第19条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は事前に知らせておかなければならない。

附 則

(1) この規約は昭和54年4月1日より実施する。

(2) この規約は昭和61年4月1日より実施する。

(3) この規約は平成2年4月1日より実施する。

(4) この規約は平成4年4月1日より実施する。

(5) この規約は平成7年5月1日より実施する。

(ただし、組織図と第10条、父親委員会の項については、平成6年4月1日より実施する。)

(6) この規約は平成8年4月1日より実施する。

(7) この規約は平成10年5月2日より実施する。

(8) この規約は平成14年5月3日より実施する。

(9) この規約は平成16年5月1日より実施する。

(10) この規約は平成26年4月1日より実施する。

(11) この規約は平成27年4月1日より実施する。

(12) この規約は平成28年4月28日より実施する

(13) この規約は平成29年4月28日より実施する

厚木市立鳶尾小学校PTA慶弔細則

- 1 この細則は、厚木市立鳶尾小学校PTA会員の相互親睦を深めることを目的として、会員の慶弔について、決めたものである。
- 2 慶弔給付は、次の事項に定めるところにより行う。
 - (1) 香料
 - ・ 会員および児童の死亡…………… 10000円
 - ・ 教職員の配偶者および1親等の死亡…………… 5000円
 - (2) 結婚祝金(教職員のみ)…………… 5000円
 - (3) 餞別金(教職員のみ)
 - ・ 5年以上の勤務…………… 7000円
 - ・ 2年以上5年未満の勤務…………… 5000円
 - ・ 2年未満の勤務…………… 3000円
 - (4) その他役員会で認めた場合

附則

この細則は、昭和61年4月1日より施行する。

厚木市立鳶尾小学校PTA会費徴収細則

- 1 この細則は、厚木市立鳶尾小学校PTA規則第14条の規定に基づく同校PTA会費の徴収について、決めたものである。
- 2 徴収するPTA会費の額は、一家族または一会員(教職員)月額300円とする。ただし、事情により減額もしくは、免除することができる。
- 3 15日以前の月途中の転入および16日以後の月途中の転出の場合は、その月の会費を徴収するものとする。

附則

- (1) この細則は、昭和61年4月1日より施行する。
- (2) この細則は、平成7年4月1日より施行する。

厚木市立鳶尾小学校PTA役員等選考基準細則

- 1 この細則は、厚木市立鳶尾小学校PTA役員（会長、副会長、書記、会計）、会計監査の候補者および委員等を選出する基準を決めたものである。
- 2 学級学年委員会は、役員と会計監査の候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。
- 3 選考の方法については、学級学年委員会に一任する。
- 4 学級学年委員は、会員より選び委員長は互選により決める
- 5 構成は、学級学年委員と担当教職員とする。
- 6 学級学年委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 7 学級学年委員は、秘密を守らなければならない。
- 8 同一人が学級学年委員を受ける場合は、連続2回を限度とする。

附則

- (1) この細則は、昭和60年10月1日より施行する。
- (2) この細則は、平成4年4月1日より施行する。
- (3) この細則は、平成7年4月1日より施行する。
- (4) この細則は、平成26年4月1日より施行する。
- (5) この細則は、平成27年4月1日より施行する。

厚木市立鳶尾小学校PTA本部内規

【物品の購入】

- 1 1件の物品取得金額が50,000円を超えるもの購入については、次とおりとする。
 - (1) 同一品又は等について、3社以上の見積りをとる。
 - (2) 運営委員会に諮り決定をする。
 - (3) 特殊な物品であるため、購入先が限られ競争させることが困難な物品を購入するときは理由書を作成の上、1社から見積りができることとする。

附則

- (1) 平成28年10月1日より施行する。

【PTA会費出納帳】

- 1 明瞭性の原則に基づき、次の通りとする。
 - (1) 学期ごとに運営委員会において開示する。(8月, 1月, 5月)
 - (2) PTA総会において前年度の出納帳コピーを開示する。
(その旨を総会案内中に記載し、会員に事前に知らせる)

附則

- (1) 出納帳には、支出の日付、科目、金額、使途を明記する。
- (2) 開示の際、個人情報に限り非公開にできる。
- (3) 平成28年度分より施行する。
- (4) 平成28年10月1日より施行する。
- (5) 平成28年12月10日より施行する。